

公益財団法人 千葉市スポーツ協会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市のスポーツの振興を図るため、公益財団法人千葉市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、協会の運営に要する経費について、当該協会に対し補助金を交付する。

(補助金の額)

第3条 補助事業等の経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、公益財団法人千葉市スポーツ協会運営補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、遂行計画の変更に伴う経費の配分の変更額が各事業費の交付決定額の5分の1に満たないものについてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定の通知)

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を公益財団法人千葉県スポーツ協会運営補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、公益財団法人千葉県スポーツ協会事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、市長が必要と認めたときは、当該協会の運営状況に関し市長に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により、補助対象者は、当該会計年度が終了したときは、すみやかに公益財団法人千葉県スポーツ協会運営実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の成果を証する書類等

(3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、公益財団法人千葉県スポーツ協会運営補助金額確定通知書(様式第5号)で行うものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助対象者が補助金の交付の請求をしようとするときは、公益財団法人千葉県スポーツ協会運営補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、公益財団法人千葉県スポーツ協会運営補助金

一括（分割）事前交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第13条 市長は、補助対象が次の各号にあげる事由に該当するときは、補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途へ使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

2 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、公益財団法人千葉市スポーツ協会運営補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第18条第1項又は第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、公益財団法人千葉市スポーツ協会運営補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者等に報告させ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

「公益財団法人千葉市スポーツ協会運営補助金交付要綱」別表

補助事業等	対象経費	補助率
1 人件費及び運営管理費	<p>(1) 協会の運営に要する役員・職員費に係る人件費 報酬, 給料, 諸手当, 法定福利費, その他の福利費, 退職給付費用</p> <p>(2) 事務局維持管理に要する経費 賃金, 福利厚生費, 諸謝金, 旅費交通費, 交際費, 通信運搬費, 修繕費, 消耗品費, 印刷製本費, 燃料費, 会議費, 賃借料, 委託料, 備品購入費, 負担金, 手数料, 租税公課, 修繕費</p>	<p>対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10</p>
2 スポーツ振興事業	<p>生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興のため各種事業に要する経費 給料, 諸手当, 法定福利費, その他の福利費, 退職給付費用, 賃金, 福利厚生費, 諸謝金, 旅費交通費, 交際費, 通信運搬費, 修繕費, 消耗品費, 印刷製本費, 会議費, 賃借料, 保険料, 委託料, 備品購入費, 負担金, 雑費, 租税公課</p>	<p>対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10</p>
3 海洋スポーツ振興事業	<p>海洋スポーツ活動の普及・振興のため各種事業に要する経費 給料, 諸手当, 法定福利費, その他の福利費, 退職給付費用, 賃金, 諸謝金, 旅費交通費, 交際費, 通信運搬費, 消耗品費, 印刷製本費, 会議費, 保険料, 委託料, 手数料, 租税公課, 修繕費, 燃料費, 光熱水費, 賃借料, 負担金, 雑費</p>	<p>対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10</p>